

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月10日(金) 午後1時30分～午後3時15分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員9人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	2番	大森	正良
		3番	上田	陽一
		4番	藪内	孝博
		6番	米村	進司
		8番	寺尾	孝則
		10番	賀山	圭子
		12番	山本	一美
		13番	飯野	幸義

●農地利用最適化推進委員5人

16番	宮本	裕澄
17番	河本	俊一郎
18番	小谷	幸次
19番	藪田	俊博
20番	上田	芳夫

4. 欠席委員 (6人)

1番	福石	幸生
5番	上根	慶万
7番	濱崎	智熙
9番	岸本	利博
11番	北村	凱男
15番	横田	光男

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

10番 賀山 圭子

12番 山本 一美

日程第4 報告事項

①前総会(5月12日)のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

③公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る農地転用について

④農業用施設設置報告

日程第5 議事

- ①議案第1号 農業委員の辞任の同意について
- ②議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
- ③議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
- ④議案第4号 農地法第5条の規定による許可事業計画変更申請の審議について
- ⑤議案第5号 令和4年度農用地利用集積計画第3号について
- ⑥議案第6号 令和4年度農用地利用配分計画第3号について
- ⑦議案第7号 農業委員会活動の点検・評価及び最適化活動の目標の設定等の決定について

日程第6 その他

- ①農地パトロール日程について
- ②農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案について
- ③R4年度岩美町農業法人等担い手確保対策事業について（要約版）
- ④中間保有地再生利用計画

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	飯野健治
局長補佐	前田悟史
主任	西川恵

事務局	<p>総会の成立についてございますが、本日の出席委員は、14名中9名であります。岩美町農業委員会会議規則第6条によります定足数、過半数に達しておりますので、総会の成立につきましてご報告をさせていただきます。</p> <p>なお、1番の福石委員、5番上根委員、7番濱崎委員、9番岸本委員、11番北村委員、それから15番横田委員さんにつきましては、欠席する旨のご連絡をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。</p>
事務局 会 長	<p>それでは、山本会長よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>梅雨入りが相当遅れておりまして、水のほうを心配しておりましたけれども、田植も順調に進んでおると、もうぼつぼつ終わりになるんじゃないかなあと思います。</p> <p>今日の新聞によりますと、昨日は大谷のほうで、近代的な田植の、スマート農業についての記事が載っておりましたけれども、先端の方式、岩美町もなればなあというふうに思います。</p> <p>新聞等でご存じだと思いますけれども、人・農地プランの関連法案が成立して、今後3年間の地域計画というんですか、町のほうでつくることになりました。これから皆さん方に相当ご尽力をいただくことになると思いますけれども、そのときにはよろしくお願いをしたいというふうに思います。</p> <p>それでは、議事のほうに入らせていただきますので、よろしくお願います。</p>
議 長	<p>まず、議事録署名委員ですけれども、10番の賀山委員さん、それから12番山本委員さんにお願いますので、よろしくお願いをします。</p>
議 長	<p>それでは、続きまして、日程4、報告事項に入らせていただきます。</p> <p>前総会のでんまつ、農地法第18条第6項の規定による通知、公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る農地転用について、それから農業用施設設置の報告について、事務局のほう説明をお願いします。</p>

事務局

そういたしますと、報告事項1から4につきまして、西川主任より説明をさせていただきます。

事務局

議案は3ページです。

前総会、5月12日の総会のでんまつということで、1つ目です、5条1件1筆ということで、大谷地内の畑に関する転用についてお諮りしました。住宅敷地の拡張ということで、駐車場として利用するためということで申請されておりました。承認いただきましたので、5月13日付で鳥取県農林事務所のほうへ進達しております。その後、5月20日付で県の許可が下りまして、5月23日付で許可指令書を受領し、当日付で譲受人、譲渡し人、それぞれに許可書を送付しています。

2つ目ですけれども、農用地利用集積計画第2号ということで、6件10筆の申出についてお諮りし、決定いただきました。5月16日付で町のほうが農用地利用集積計画を報告しております。

それから、3つ目ですが、農用地利用配分計画第2号ということで、町から意見を求められた農地中間管理事業に係る16件53筆についてお諮りしました。計画について特に意見はありませんでしたので、意見なしという形で、5月13日付で町に回答しています。

それから、開いていただきまして、農地法第18条6項の規定による通知についてということで、農地の賃貸借契約の解約通知を受理したものです。今回1件1筆となっています。基盤法から中間管理事業へ移行する筆でして、さらに耕作者も変更ということで解約となっております。この後の配分計画で、神谷工務所さんへ配分予定です。

それから、5ページですけれども、公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る農地転用についてということで、併せて資料1を見ていただきたいのですが、長郷地区の予防治山工事に伴う農地一時転用の報告です。場所については、ちょうど字前田358番地ほか3筆の畑及び田、こちらを現場事務所、駐車場、モノレールの出発ヤード等に一時転用をするものです。場所については、資料1に掲載していますが、赤く印をつけているところです。現場事務所、資材置場、それから下の南側のほうにモノレールの出発ヤードということで一時転用するようです。それから、届出者については、鳥取県のほうから工事を請け負っている鳥取市の株式会社藤原組で、転用期間は令和4年5月10日から令和4年10月24日までとなっています。

それから続きまして、6ページです。

農業用施設の設置報告ということで、1件受理しております。

資料2も併せてご覧ください。

届出人は、岩本の土師誠一さんです。届出の土地は、岩本中縄手580番1、土地面積は1,048平米のうち、農業用倉庫として13.54平

米、それから進入路及び駐車場として17.22平米で、合計30.76平米を利用します。場所と配置図については、資料2です。場所について1ページ目の赤く書いたところの道沿いのほうに倉庫と駐車場としてつくる感じです、裏面は見づらいですけども、全体の図面です。道沿いのほうに倉庫と、砕石にして駐車場にするというふうになります。

報告は以上です。

議 長

報告が終わりました。

質疑が、何かありましたら。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。

議 長

まず、議案第1号「農業委員の辞任の同意について」、事務局のほう説明をお願いします。

事務局

そういたしますと、議案第1号でございます。

「農業委員の辞任の同意について」。

下記のとおり農業委員を辞任する旨、岩美町長より通知がありましたので、農業委員会等に関する法律第13条第1項により、農業委員の辞任について委員会の同意を求めます。

また、辞任に対して岩美町長より諮問がありましたので、委員会の意見を求めます。

西川主任より説明をさせていただきます。

事務局

先日の総会の最後にお話しさせてもらったように、濱崎委員さんより一身上の都合により農業委員を辞任したいということで連絡が来ておりました。5月20日付で、岩美町長宛てに正式に辞表が提出されました。20日付で町のほうが受理しまして、農業委員会宛てにもその旨、通知がありました。

前回の総会の後にも説明しましたが、資料3のほうをご覧くださいませでしょうか。

農業委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第13条に規定されておりまして、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができるとなっております。これに基づきまして、皆様の同意を求めるとともに、岩美町長のほうから辞任に関しての諮問がありましたので、こ

れについてのご意見等ありましたらお願いします。

それから、欠員の補充についてなんですが、これについても先日お話ししましたが、1ページ資料のほうを開いていただきまして、2ページですが、岩美町農業委員会の委員の選任に関する規則第10条に、線を引いてますが、定数の6分の1を超える欠員が生じた場合は、農業委員の補充に努めなければならないとなっております。先月の総会で皆様にご意見を伺いまして、一応現在の委員体制でいこうというご意見をいただいておりますので、来年度が改選期ですけども、そこまでは欠員でいくというふうに予定しております。そのあたりについて改めてご意見等ありましたらお願いします。説明は以上です。

議 長

それでは、質疑に入らせていただきます。
何か質問ありましたら。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、ないようですので、採決に。
第1号議案の「農業委員の辞任の同意について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございました。
全員賛成であります。許可されました。

議 長

それでは、第2号議案に入らせていただきます。
「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」、事務局のほうをお願いします。

事務局

続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」。
農地法第4条第1項の規定による農地の転用について、下記のとおり申請書を受理しておりますので、知事に進達するため、委員会の意見を求めます。
西川主任より説明をさせていただきます。

事務局

今回4条転用の許可申請1件受理しております。

資料4でご説明しますけれども、申請地は大字蒲生****、登記地目は田ですけれども、現況は畑の状態です。

面積についてですが、実測面積というふうに書いております、実測面積は824.31平米、そのうち分筆して444平米です。通常は登記面積ということで書くんですけれども、今回登記面積が11平米ということで、この点についてちょっと説明をさせていただきます。5ページを開いていただきたいんですけども、農地法第56条に、農地法上は、面積というのは登記簿の地積によりますよということが書いてあるんですが、著しく実際と異なる場合については実測に基づき、農業委員会が認定したところによるというふうになっております。今回まさにそのような感じでした、実際は4ページに測量した図面がありますが、824.31平米というような広い農地ですが、登記上は11平米という面積となっております。それで、今回は実測に基づいた数字、824.31平米のほうを書かせていただいております。そのうちの444平米を分筆して、転用するといったこととなっております。

1ページに戻りまして、2番の申請者です。

申請者は、岩美町蒲生****さんです。転用目的は一般住宅、現在は申請地の近くに住まれてるんですけども、この家が、急傾斜の山裾にあるため、落石等の危険を回避するために新しい家を建てたいということです。確認で農地以外のところ、雑種地、宅地は検討しましたが、既に別用途で使用されておったり、所有者の了解が得られなかったということで、今回の申請地を選定されたそうです。

2ページに地図を載せてますけれども、****という工場の隣なんですけど、この工場が申請者の工場となっております。工場の前の家が現在住んでおられるおうちです。実際山から今年落石があって、危険だというところで、今回赤く丸をつけておりますところを、畑ですけれども、転用をしたいということで申請されています。

先ほども言いましたが、実際は登記簿上11平米しかないので、公図がおかしなことになってるんですけども、この公図を現状に合わせて境界等を入れた地図を3ページに載せています。黄色と水色で塗られた部分が今回の824平米の土地で、そのうち水色で塗った部分、こちらが今回申請をされた土地となっております。

続いて4番の立地基準ですけれども、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地です。許可根拠は、集落接続となります。

6ページに農地区分の決定根拠の地図を載せています。赤で塗ったところが、斜線等を引いたところが申請地です。周りに存在している農地についてはピンク色で塗り潰した部分です。圃場整備がされていない小集団の農地というようなところです。

それから、1ページに戻りまして、営農条件ですけれども、申請地の北側は町道、南側は国道9号線、東側は宅地、分筆してありますので、分筆後の東側はそのまま自己所有の畑となります、西側は国道9号線、分筆後の西側は同じく自己所有の畑となります、黄色い部分ですね。

次に、一般基準ですけれども、他法令許可は建築確認が必要ですが、許可見込みとのこと。それから、規模の妥当性ですけれども、7ページに土地利用計画図をつけております。建築面積が92.50平米の住宅1棟を建築して、残りは物干しスペースであるとか庭として利用する計画です。土地利用計画図から妥当な規模となっています。

それから、3番の被害防除計画ですが、申請地は0.5から0.8メートル盛土を整地して、分筆後の東側の畑、自己所有の畑になりますけれども、その境界はそれぞれ東側はL型擁壁を入れます。それから、西側についてはブロックを設置して土砂の流出を防ぎます。それから、西側についてなんです、今回同時に申請したかったそうなんです、間に合わず申請できなかったそうなんです、近日中に、自分が所有している工場の駐車場として転用の申請を行いたいというようなことです。

雨水のほうですけれども、溜桝による自然流下、汚水は合併浄化槽の地域です、合併浄化槽を設置して、いずれも南東側の水路へ流します。

それから、資金調達計画ですけれども、まず必要経費としては埋立て整地費が約****円、建築費用が約****円、その他費用等が****円ということで、総額約****円となっております、それ以上の額の****銀行の融資証明書が添付されています。

説明は以上となります。

議長

説明が終わりました。

質疑のある方、挙手をお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。

議案第2号の「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」、知事に進達することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

ありがとうございました。

賛成多数でしたので、進達をお願いします。

議 長

それでは、議案第3号に入らせていただきます。

「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」、事務局の説明をお願いします。

事務局

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」。

農地法第5条第1項の規定による農地の転用を伴う権利移動について、下記のとおり申請書を受理しておりますので、知事に進達するため、委員会の意見を求めます。

西川主任より説明させていただきます。

事務局

今回は、5号の転用を1件受理しております。

資料5のほう説明させていただきます。

申請地は、岩美町大字高山****、登記地目は田で、現況は畑です。面積は634平米です。売買による所有権移転で、転用予定です。この農地というのは農振農用地区域となっております。譲受人は岩美町高山****の有限会社****、それから、譲渡し人は岩美町高山****の****さんです。

資料5の2ページのほうに申請地の地図をつけております。赤色で囲ってところが申請地で、譲受人の店舗の道を挟んで目の前の土地となっております。転用目的は、来客用と作業前の車両用の駐車場及び中古車販売の展示場です。37台の自動車が置けるような場所にするとのことです。

必要性等のところですが、譲受人の店では自動車修理等の受注が多く、80から100台程度の車両が現在の店舗敷地にあふれている状態です。とても分かりやすい資料が添付されていて、資料5の7ページ、見ていただきますと敷地内に車がびっしりと詰まっているような状態です。このような状態ですので、来客者が駐車できない、それから車両移動が困難というような問題が生じております。今回この問題を解決するために、道を挟んだ今回の申請地を転用して、作業前の車両の駐車場であるとか、中古車の展示場にしたいというようなことです。店舗周辺の農地以外の土地は、既に宅地であるとか駐車場に利用されていて、取得が困難でありました。今回この申請地の地権者の同意を得られたので、こちらを選定されたということです。

続いて、立地基準なんですけども、農地区分は農用地区域から除外した後の農地区分ということになりますけども、第1種農地となります。

4ページに農地区分決定根拠を載せています。周りがほぼ全て農振農用地です。おおむね10ヘクタール以上の規模一団の農地の区域内にある農地ということで、1種農地となります。

転用許可根拠については、5ページに載せてますけども、既存施設の拡張という根拠となります。この根拠については、既存施設、つまり現在の

店舗の敷地面積が1,786平米になりまして、この面積の2分の1以内であれば転用、既存施設の拡張ということで転用が可能ということです。今回の申請地は634平米で、1,786の2分の1は893.44平米ということで、2分の1以下となりますので、転用許可根拠に該当するということです。

それから次に、一般基準ですけれども、他法令許可が、法定外公共物の占用許可を許可済みです。これは、北側の道路、道路の手前に現状はもう埋まってしまってるんですけれども、登記簿上水路がありまして、そこを通過して駐車場を出入りするということで、この許可を受けています。

また、この土地は農業振興地域の農用地となりますので、農振の除外申請が必要となります。現在の状況としては4月25日に除外申請がありまして、4月26日に東部農林事務所のほうに農振地域整備計画の変更について事前協議を行っております。5月12日に県から異議なしということで回答がありまして、現在は町のほうで5月20日から6月18日まで変更の公告中です。この後公告が終わりましたら、15日間の異議申立て期間となっております。この期間に異議がなければ、最終的に県へ申請しまして、農振除外の許可を受けるということになります。転用についても、この総会で承認をいただきましたら県へ進達するのですが、あくまで農用地区域の除外の許可が下りた後に、この転用許可が下りるということになります。

それから、2番の規模の妥当性ですけれども、6ページに土地利用計画図をつけております。下のほうに緑と灰色みたいな色で囲ってあるところが来客用9台、中古車展示、作業前車両を置く場所として28台、計37台の駐車場の計画となっております。土地利用計画図から妥当な規模となっております。

それから、被害防除計画ですけれども、申請地は0.85メートル盛土整地をして、隣接境界は土羽打ちして土砂の流出を防ぎます。雨水は自然流下で、汚水は発生しません。

それから、4番の資金調達計画ですけれども、必要経費としては土地買収費が****円、埋立て整地費が****円、その他費用として****円で、総額****円となっておりまして、その額の****金庫の残高証明書が添付されております。

8番、その他の農振地域ですけれども、こちらについては先ほどご説明したとおり除外予定ということです。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑のある方、挙手お願いします。よろしいでしょうか。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、採決のほうをさせていただきます。
議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」、
賛成の方の挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございました。
賛成多数で許可されました。

議 長

それでは、議案第4号に入らせていただきます。
「農地法第5条の規定による許可事業計画変更申請書の審議について」、事務局、説明をお願いします。

事務局

続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可事業計画変更申請書の審議について」。
令和3年6月15日付で、農地法第5条第1項の規定による許可を受けた転用事業について、下記のとおり事業計画変更申請書を受理しておりますので、知事に進達するため、委員会の意見を求めます。
西川より説明をさせていただきます。

事務局

議案書の10ページと、資料は6番になります。
ちょうど1年ぐらい前ですけども、本庄地内の太陽光発電施設に関する転用申請がありましたが、こちらのほうの計画変更申請が提出されています。
資料6については、当初申請時に総会資料としたもので、こちらに赤字で今回の変更部分を入れております。ここは、土地の所在については変わりませんが、4筆、本庄****ほか3筆です。
それから、転用事業者は広島市の株式会社****は既に株式会社****へ所有権は変更されています。
続いて、今回の変更箇所である転用目的です。今回は工事期間の変更ということで、当初は令和4年6月、今月には出来上がる予定だったんですが、新型コロナウイルスであるとか、直近ではウクライナの情勢等により、発電所の機器備品が世界的に不足しておって、今回の発電所の設備についても納品ができていない状態が生じているとのこと。そのため今回の事業について、完了時期を変更したいということで変更申請をいただ

いています。

もともと令和4年6月だったものを令和5年12月まで延ばしまして、それに伴って発電の期間、上のほうですけども、発電期間を8月1日から稼働する予定でしたが、令和6年1月20日から稼働予定ということとなっています。

そのほか設置する太陽光の施設でありますとか内容等については変更はありませんし、設置基準や一般基準についても変更はありません。

2ページ以降については、現地の地図、また農地区分の決定根拠でありますとかを載せております。こちらは全て当初申請のときに出されたものであります。変更はございません。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑のある方、挙手をお願いします。よろしいですか。期間の変更ですので。

(質問、意見なし)

議長

それでは、採決のほうをさせていただきます。

議案第4号の「地法第5条の規定による許可事業計画変更申請の審議について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

ありがとうございました。

全員賛成でございます。許可されました。

議長

それでは、第5号議案に入らせていただきます。

「令和4年度農用地利用集積計画第3号について」、事務局、説明をお願いします。

事務局

続きまして、議案第5号「令和4年度農用地利用集積計画第3号について」。

別紙、令和4年度農用地利用集積計画の利用権設定について、委員会の意見を求めます。

西川主任より説明をさせていただきます。

事務局

今回の集積計画のほうでは、12ページですが、利用権設定3件の決定

を求められています。

上から3件、全て機構への貸付分となっています。

次の13ページのほうに、各筆明細を載せております。

基盤法を合意解約して中間管理事業へ移行となったもの、それから自作地であったものを機構に貸し出すものとなっております。3件3筆、3,013平米となっております。

今回の件について審査しましたところ、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件に該当するものであり、適当であると考えています。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質疑のある方、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決をさせていただきます。

議案第5号の「令和4年度農用地利用集積計画第3号について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

ありがとうございました。

全員賛成してくださいました。

議長

では、引き続いて第6号議案のほうに入らせていただきます。

「令和4年度農用地利用配分計画第3号について」、事務局の説明をお願いします。

事務局

続きまして、議案第6号「令和4年度農用地利用配分計画第3号について」。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画の案について岩美町長より協議がありましたので、委員会の意見を求めます。

西川主任より説明をさせていただきます。

事務局

15ページに、このたびの配分計画の各筆明細を載せております。

2件3筆、3,013平米について、意見を求められております。

それから、資料7のほうには、今回配分される筆と配分予定者を色分け

した地図をつけております。併せてご確認ください。

以上です。

説明は以上です。

議長 それでは、質疑のほうに入らせていただきますので、該当する人は退席してください。

議長 それでは、議事のほうに入らせていただきます。
整理番号1番の****の配分について、質疑のある方。よろしいですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、1番の****の配分計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。
全員賛成でございました。許可されました。

議長 それでは、整理番号2番の****の配分計画について、質疑を求めます。
よろしいですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、整理番号2番、****への配分について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。
全員賛成であります。許可されました。

議長 では、引き続いて議案第7号に入らせていただきます。
「農業委員会活動の点検・評価及び最適化活動の目標の設定等の決定について」、事務局、説明をお願いします。

事務局

議案第7号「農業委員会活動の点検・評価及び最適化活動の目標の設定等の決定について」。

令和3年度、委員会の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定について、委員会の決定を求めます。

前田補佐及び西川主任より説明をさせていただきます。

事務局

資料8ページをご覧いただきたいと思います。

令和3年度の目標の達成の点検、評価であります。

まず初めに、農業委員会の状況、令和4年3月31日現在ということで掲載しております。

1の農業の概要ということで、いろいろ耕地面積とか農地台帳面積を載せております。いずれも令和4年3月末時点での数値を入れさせていただいております。

その下に農家数とありますけども、これは農林業センサスの数字を入れさせていただいております。

それから、その右のほうの認定農業者19とありますけども、昨年度株式会社****という岩常の会社が、1法人認定農業者に認定されたので、昨年よりも1名増えております。その関係で、農業参入法人が1増えているということになります。

2ページ目ですけども、担い手への農地の利用集積・集約化ということで、現状としては、これは令和3年、昨年3月時点での数値を載せております。昨年の3月末の時点の集積率が38.8%ということで、令和3年度の目標としまして、集積目標を342ヘクタールということで、5ヘクタール程度の増ということで設定をさせていただいております。集積の実績としましては、343.9ヘクタール、うち新規が6.3ヘクタールということで、達成状況としましては100.6%ということで、集積目標のほうは達成をしたということでございます。

目標の達成に向けた活動としましては、活動実績のところにありますけども、毎年行っておりますけど、農用地利用集積検討会、そういったものを開きましての利用調整、そういったことでこういった目標達成に結びついたのでないかというふうに考えております。今年度も集積検討会を早めにして、さらに集積・集約化というものを図っていきたいというふうには考えております。

その下、3ページをご覧いただきたいと思います。

新規参入者の状況ということで、近年新しい新規就農の方はなかったんですけども、令和3年度も一応1経営体の参入を目標として立てておりましたが、実績としてはゼロということでございます。

町のほうにもいろいろ、今でもコロナの関係で会社を辞めて農業をした

いというような方は結構相談にいられてる状況でありますので、そういった方々の支援を今後行って、新規就農、青年就農計画等の作成といった支援を行って、新規就農者の確保を図っていきたいというふうに考えております。

続きまして、4ページをご覧くださいと思います。

遊休農地の措置に関する評価ということでございます。

初めに、令和3年3月です、昨年3月末の時点で遊休農地としては27.9ヘクタール、全体の農地面積に対して3.1%の遊休農地があったということでございます。令和3年度の目標として、2ヘクタール程度の遊休農地の解消というのを目標として上げておりましたけども、実績としまして5.4ヘクタールの解消ということになっております。

この遊休農地というのは、俗に言うA判定の農地、再生利用の可能な農地のこととなります。ですので、その解消実績の5.4ヘクタールというのは、ほとんどがB判定に移行したものだということに考えられますので、根本的に解消されたものではないのかなというふうには考えています。一応達成状況としては270%ということですが、実態としてはBのほうに移行したということになろうと考えられます。

活動としましては、昨年も利用状況調査、それから利用意向調査というものを行いまして、皆さんにご協力いただきまして、農地を見て回ったり、その後のA判定農地の所有者等の方に意向等の調査を行っております。今後そういった利用状況調査等をしていって、何とか遊休農地の解消を図っていきたいというふうには考えております。

それから、5ページは違反転用のことですが、違反転用はなしというところでさせていただいております。引き続きそういった違反転用がないように、皆さんのほうでパトロール等をお願いできたらと思います。

それから、6ページには、農地法3条に基づく許可事務、これは令和3年度の3条許可の件数が13件ということでございます。

それから、農地転用に関する事務ということで、4条、5条申請、それが16件あったということでございます。

それから、7ページですけども、農地所有適格法人、8法人ありますが、基本的には全ての所有適格法人のほうから報告をいただいている現状でございます。

その下の情報提供等ということで、賃借料情報について、今年1月に町内の賃借料につきまして調査しまして、それをホームページ等に掲載をさせていただいたということでございます。

あと、最後のページですけども、その下のほう、議事録の公表ということで、適宜総会及び議事録についてはホームページのほうに公表をさせていただいたということでございますし、活動計画の点検・評価の公表もホームページのほうでさせていただいております。

以上が3年度の点検・評価ということで、説明を終わります。

続きまして、今年度、令和4年度のほうの目標のほうですけども、今年度から、先日来よりお話ししていますけども、目標設定のほうが最適化活動に特化した目標を立てるようなことというふうなことで変更となっています。

具体的には、資料の9をご覧ください。

全体の構成としましては、成果目標と活動目標に分かれてまして、4ページに、成果目標のほうは、以前からもありました3本柱の農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進というような項目に分かれています。活動目標のほうは、皆様方委員さんの活動日数、それから活動強化月間、新規参入者相談会といったような項目で構成されています。

これらの目標は、農業委員会の全体版、1、2、3ページのほうですね。あとは各個人、委員さんのものということで、4ページと5ページに委員さんのものをつけております。そういうものを作成するということ、農水省のほうから通知があったところです。

この目標は、年度末に今回のような形で点検、評価するわけなんですけども、今までとは違うのが、達成度合いを数値化して評価しなさいというようなことでして、6ページを見ていただきたいんですけど、一番最後、左側が農業委員会全体の評語です。右側が個人の委員さんの評語報告となっています。どちらも目標値に対して達成率が何%かというようなことでポイントが加算されまして、表2のところですね、そのポイントの合計で、評語と言われる表1に書いてあるものですけども、全体のものだった125点以上で目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られたというような評語を公表するというようなこととなります。

個人の委員さんの分は、それぞれの個人さんの分が公表されることはないんですけども、この評語の方が何名といった人数のみが公表されることとなります。ここの表の中であるとか様式の中に推進委員等とありますけども、これは推進委員さんだけということではなくて、農業委員さんも含まれます。

では、具体的に見ていくんですが、1ページについては、先ほどの令和3年度の点検評価のものほとんど変わらなませんので説明のほうは割愛します。

2ページからは成果目標ということで、まずはⅡ-1の(1)ということで農地の集積で、現状及び課題を掲載しています。現状及び課題については、令和3年度の方でも出てはいたんですけども、集積率は39.7%です。

それから、②のほうに目標を書いています。令和3年に町が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定められた集積率というのがありまして、それが令和10年度までに513ヘクタール、

66%を集積するというものです。こちらを達成するために必要な集積面積というのを令和4年度から令和10年度までの7年間で案分しました25ヘクタールを今年度の新規集積面積とするようになっていきますので、その分を入れています。そうすると、今年度末の集積率、つまりこれが目標になるわけですが、目標は集積率42.5%というものが目標となります。

それから、(2)番に移りますけども、2本目の柱である遊休農地の解消です。

こちらまずは現状と課題ということで載せていまして、1号遊休農地、これが今まででいうところのA判定農地と言われるものです、それが22ヘクタールありまして、そのA判定がさらに緑と黄色に分かれています。昨年度皆さんにご協力いただいた状況調査の結果が入っています。緑区分Aaのほうが軽い遊休農地ということで、こちらが17ヘクタールございました。それから、重機なんかを使って基盤整備しないと農地に戻らないようなもの、それが黄色区分Abということで5ヘクタールということで、昨年利用状況調査の結果から出ています。それが現状及び課題という部分です。

それから、②の目標のところですけども、遊休農地については3つの目標値がありまして、先ほど言った緑区分、軽い遊休農地、こちらのほうの解消、それから黄色区分の解消と、それから3番、新規発生遊休農地の解消についてです。

緑区分の解消についてですけども、先ほど現状のところ17ヘクタールありますということで伝えたんですが、今回は機構のほうが中間管理権を取得しないことを通知した、要するに平たく言うと機構に断られたというんでしょうか、この土地を貸したいけど機構の借受け条件に適合しませんよってということで通知された、それがこれまでに10ヘクタールありまして、こちらを除いた7ヘクタールが令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積ということで、目標の根拠となる数値となります。このうちの5分の1、1.4なんですけども、四捨五入して1ヘクタール、それを解消する面積にしましょうということになっております。ですので、緑区分の遊休農地を令和4年度に1ヘクタール解消しましょうというふうな目標となります。

それから、bの黄色区分の解消についてですけども、こちらのほうは現状のところにも書きましたが、黄区分が5ヘクタールあります。こちらのほうは、目標を達成する条件というのが、解消するための工程表を策定することが言われておりまして、具体的にどのような工程表を策定するのかということを示すと云ってるんですが、実はいまだ示されておられません。それを策定しなさいというようなことが目標となっています。

一応岩美町としては、黄色区分、先ほども言いましたけど重機なんかを

使って基盤整備が必要なものということですので、機構の中間保有地の再生活用事業だとか、自己保全管理の促進といったことで解消を進めていきたいというふうに記載しています。

それから、3番目ですけども、新規発生遊休農地の解消ということで、こちらについては緑区分の、去年、3年度に新たに発生した遊休農地が4ヘクタールありましたので、そちらを載せています。

ちなみに緑区分、Aと、アのAですね、緑区分の7ヘクタールと今言いました新規発生遊休農地の解消というものなんですけども、国が考える解消の方法、どういう状況になったら解消なのかということも示しております。これについては本人さんなり誰かが耕作を再開するのがベストなんですけども、中間管理機構への貸付を行うことで解消実績としてよいということです。毎年意向調査を出すんですが、そこで機構に貸し出しますというようなことを書いていただいて、それを機構に送るというようなところで、一応解消とみなすそうです。

遊休農地の解消の目標については以上のような形で、3番、新規参入の促進ですが、こちらについては、まず現状を書くようになっておりまして、先ほどもありましたが、令和元年、2年、3年と岩美町のほうは新規参入はありませんでした。

目標のほうですけども、目標の立て方として示されているのが、平成28年度から平成30年度の集積面積の平均の1割以上を新規参入者に貸してもよいかどうかを所有者に同意を得るような形になっております。この目標値が8.5ヘクタールとなっています。具体的にどういう形でその同意を得るのかという部分については、まだ具体的には動いていないんですけども、利用意向調査のときに、もし貸す場合には新規参入者へ貸してもいいですか、どうですかというような設問をつけて送るようなことを検討しております。

それから、2番の最適化活動の活動目標です。ここが各委員さん方に関わってくるところになりますけども、1人当たりの活動日数、月6日としております。これについては、年の平均です。年間の活動日数を割って月平均ということで、月平均6日ということで6日以上の活動を目標にしています。この6日という数字なんですけども、これについては、最初に説明したとおり年度末に達成度を数値で評価するんですけども、この最低ラインが6日以上となってるので、その数字を一応事務局側としては入れさせてもらっているところです。

それから、(2)の活動強化月間の設定目標ということで、活動強化月間を3回以上設定しなさいというものがありまして、ここは目新しいものをしなくても、これまでから実施しているものでもよいということですので、先ほどもありました利用集積検討会議への出席、それから、これから検討をしていきたいところがありますけども、利用意向調査はこれまで判

定農地に事務局から郵送で意向調査を送っていたんですが、これを委員の皆さんが配れるようなところについては配っていただけたらというようなことを考えております。また部会等で今後話をさせていただきたいと考えておりますが、そういうことも含めて利用意向調査を強化月間の内容として上げさせていただいています。

それから、最後の3番、新規参入相談会への参加目標という部分ですけども、こちらについては参加目標を1回以上というようになっていまして、現在農林系のほうがメインで就農相談を受けてるんですけども、これに農業委員さんが立会いが可能であれば立ち会っていただきたいというふうな形で思っております。ですので、随時、適宜というようにことで書かせていただいています。

以上が農業委員会全体の目標になりますけども、続いて各個人の委員さんの目標も立てるということで、それは4ページからとなっております。

4ページは一覧表を載せてるんですけども、地区ごとに目標を立てたものを載せてます。それから、地区ごとの分を委員さんの人数で割り戻したものを皆さんに個人ごとのお名前を入れたものを送らせていただいております。案分した数値が入っている感じです。

その内容は、令和4年4月1日現在で作成するので、浦富地区には濱崎委員さんも含めた数値が入っております。詳細についてはそれぞれお配りした書類を皆さん見ていただきたいのですが、5ページのようなものを皆さんにお配りして、名前とか(2)の成果目標の達成状況というようなことの数値が入ったものをお配りしています。

この中で、皆さん日々活動をしていただくわけなんですけど、④の自己の点検・評価という部分がありまして、ここの部分を年度末に1年間を振り返っていただいて、達成状況とか自らの活動について記入していただくというようなことが必要となってきます。1年間の活動なりをまとめて、自由に記入いただきたいということです。

目標値については、先ほどから説明してはいますが、この数字は国のほうが数値の基準を出してきているので、なかなか動かしにくい部分があるんですけども、特に3ページの活動強化月間の目標であるとか、新規参入相談会への参加目標というところ、あるいはその6日というような活動日数、6日というところがどうなのかというようなところを、そのあたりは本当に事務局の案として出しているの、そのあたりを中心に論議いただけたらと思います。

説明は以上です。

議長

今の委員の活動、点検・評価についての計画、目標計画設定について説明がありました。質疑のある方は。

- 各委員 具体的にどうするのか、ちょっとよくわからない。
- 事務局 皆さんに今年重点的にやっていただきたいのは、今まで書いてなかったようなことでも活動記録に書いていただきたいというところで、特に今の時期は田んぼに毎日のように出られてると思うんですけども、そのときに自分の農地だけではなくて、隣近所の農地を見て、違反転用がないか、きちっと耕作されているか、去年は耕作しとったけど今年はされてないぞというようなものを確認したら書くであるとか、今年もちゃんと耕作されているなっというようなことでもよいので書いてくださいということです。もちろん住民の皆さんから農業に関する、農地に関する相談があった場合は書いていただきたいですし、日々そういう農地パトロールということを書いていただくということに尽きるのかなと思います。
- 1 8 番 パトロールはパトロールだ、よう分かつとんですけども、一回も相談受けたことはねえ、そんな場合はどうすればいいだ。
- 1 7 番 いや、1 7 番ですけど、相談受けても、イノシシ、畑荒らされるけえ何とかしてくれって相談はたくさんきてるんですよ。そういつて何ができるかっていうたら、檻を設置するしかないの、檻設置してもかからんのだから、どうにもならんし、餌をやったり。
毎日見て回ってるんですけどね。
- 1 7 番 解決できる問題とできん問題があるんで、記録するのに、ただ相談を受けただけでの記録では、どうなのか。
- 1 7 番 だから、どうしたらいいのかということがよく分からない、あと見て回って相談受けた、あとどうするか、できることはやってるんですけども、それで現状はおしまいになってるということですね。
- 事務局 国としては、解決までいかなくても、農業委員さんのそういう活動している様子を見たいというところがあるようで、それが見れるものが活動記録なので、活動記録を書いてください、とにかく書いてくださいということを書いてきておられるのだと思います。
皆さん、これまで以上に自分の農地に出たときには周りの農地をよく見ていただいて、記録をしていただけたらと思います。
- 議 長 採決を取らせていただきます。
この目標設定について、賛成の方の挙手、お願いします。
(賛成者挙手)

議 長 説明を受けましたので、よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

議 長 日程6のほうのその他にもう入らせていただきます。
事務局のほうで何かありましたら。

事務局 事務局のほうで何点か報告内容をさせていただきます。
まず、1点目は口頭で申し上げました皆さんの元にかたつむり工房のタオルを置かせていただいておりますけども、濱崎委員さんのほうから皆様へのお礼ということでございます。コメントいただいております、いろいろ皆様にご指導をいただきながら私もさせていただきました。ありがとうございます。皆様健康に十分気をつけられまして、ご活躍ください、感謝していますというコメントをいただいております。

以上報告を行っておきます。

- ①農地パトロール日程について
- ②農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案について
- ③R4年度岩美町農業法人等担い手確保対策事業について（要約版）
- ④中間保有地再生利用計画

議 長 来月の日程を決めて閉会したいと思います。
7月11日月曜日、1時30分から、よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 では、来月は7月11日の1時半から総会を開催しますので、よろしく
お願いをします。
それでは、ご苦労さんでございました。